

議会議案第9号

栄養教諭の配置促進を求めることに関する意見書の提出について

栄養教諭の配置促進を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成22年3月10日提出

提出者	鎌倉市議会議員	久坂	くにえ
賛成者	同	上	前川綾子
	同	上	石川敦子
	同	上	飯野眞毅
	同	上	高橋浩司
	同	上	納所輝次
	同	上	小田嶋敏浩

栄養教諭の配置促進を求めることに関する意見書

近年、国民の食生活をめぐる環境は大きく変化し、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の安全などさまざまな問題が生じており、食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年7月に食育基本法が施行され、平成18年3月には政府の食育推進基本計画が策定された。

子供たちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性をはぐくむ基礎となるほか、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも重要である。

今後、子供たちに対する食育を推進するためには、学校において校長、教員が一体となって給食の時間、特別活動、各教科等において食に関する指導を行うとともに、学校給食の食材として積極的に地場産物を活用し、子供たちに地域の農林漁業や食べ物の大切さを教えていくことが望まれる。そのためには、教員としての資質能力と栄養に関する専門知識を持った栄養教諭が中心となり、各学校での全体的な指導計画の作成、教職員や家庭、地域との連携・調整、各教科等での指導への参画などに取り組むことが不可欠である。

国の食育推進基本計画において、栄養教諭を「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員」とするとともに、「全都道府県における早期の配置が必要である」「栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する」と掲げ、最重要の取り組みと位置づけている。

よって、神奈川県におかれては、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への円滑な移行に向けた取り組みを進められるなど、栄養教諭の一層の配置を促進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月10日

鎌 倉 市 議 会